

# 警察におけるストーカー事案及び 配偶者からの暴力事案等への対策について



警察庁生活安全局生活安全企画課 課長補佐 堂原 みなみ

## 1はじめに

近年、刑法犯認知件数は減少を続けており、令和元年は約74万9千件と前年に引き続き戦後最小を記録したところですが、その一方、ストーカー事案の相談件数は、平成25年以降2万件を超える高水準で推移し、また、配偶者からの暴力事案等の相談等件数は、毎年増加を続けています。

ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等は、恋愛感情のもつれ等の私的な人間関係に起因する事案であり、スマートフォンの急速な普及やSNS利用の拡大等を背景としたコミュニケーション手段の変化や対人関係の多様化等により、被害の実態がつかみづらく、潜在化しやすい事案となっています。

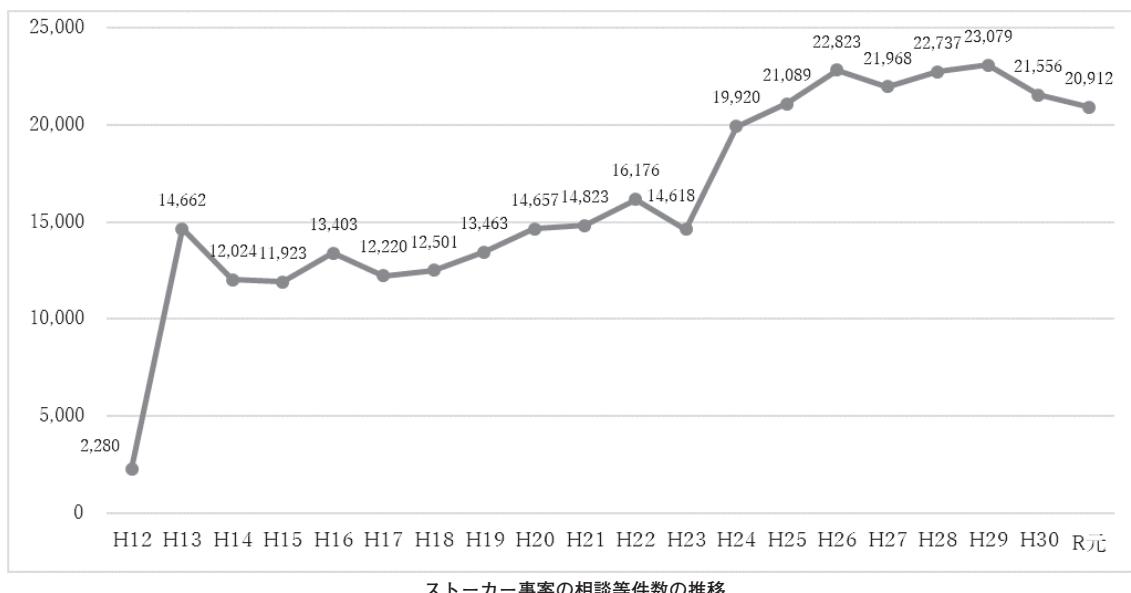
また、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多く、加害者が、被害者等に対して強い危害意思を有している場合には、検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいものもあります。警察においては、これら事案の特徴を踏まえ、被害者等の安全確保を最優先に、関係機関等との連携を図りつつ、組織的に迅速かつ的確に対処するよう取り組んでいるところです。

平成28年12月には、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)による規制対象行為の拡大、行政措置・罰則の見直し等を内容とする、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第102号)が成立し、平成29年6月14日に全面施行されました。このストーカー規制法改正については、『日防設ジャーナル2017年爽秋号』においても紹介させていただきました。

本稿においては、これらの事案に係る現状や警察における対策を紹介します。なお、本稿中、意見にわたる部分については、筆者の私見であることを申し添えます。

## 2ストーカー事案の現状

### (1)ストーカー事案の相談等に係る状況



令和元年中、警察においてストーカー事案として受理した相談等の件数は2万912件で、前年に続き減少したものの、平成24年以降、依然として高水準で推移しています。

これらの相談等について、被害者の性別は、女性が約88%、男性が約12%であり、他方、行為者の性別は、男性が約81%、女性が約12%、このほか不明が若干あるところです。

被害者と行為者との関係では、配偶者（内縁・元を含む。）及び交際相手（元を含む。）であった事案が全体の5割を占めますが、5年前と比べると、この割合はやや小さくなっています。

一方、面識がない場合は約7%、行為者が不明である場合は約9%と、その絶対数及び割合が5年前と比べて増加しているところです。近年、スマートフォンの急速な普及、SNS利用の広がりといった情報技術の進展等を背景に、コミュニケーション手段の変化や対人関係の多様化等が見られることから、ストーカー事案における被害者と行為者との関係に変化を生じさせているものと考えられます。

## (2) 平成28年のストーカー規制法の改正について

平成28年のストーカー規制法の改正については、規制対象行為の拡大、禁止命令等の制度の見直し、ストーカー行為等に係る情報提供の禁止、罰則の見直し等多岐にわたっていますが、『日防設ジャーナル2017年爽秋号』でもご紹介したとおり、特に警察業務への影響が大きい改正内容は次の2点です。

### ○規制対象行為の拡大

ストーカー規制法の規制対象行為である「つきまとい等」について、被害者の住居等の付近をみだりにうろつく行為や、SNSのメッセージ、ブログ等の個人のページにコメント等を連続送信する行為が追加されました。

### ○禁止命令等の制度の見直し

改正前の禁止命令等は、事前に行われた警告に違反し、つきまとい等をして不安を覚えさせた者について、その者がさらに反復して当該行為をするおそれがあると認めるときに発することができるとされていましたが（いわゆる警告前置）、被害者への危害を防止するため、迅速かつ効果的に禁止命令等を発出できるようにするとの観点から、警告を経ずに禁止命令等を行うことができることとされました。

また、緊急の場合には、禁止命令等の事前手続として必要な聴聞を事後化し、禁止命令等を行った後で意見の聴取を行うことができることとされました（いわゆる緊急禁止命令等）。

## (3) ストーカー規制法に基づく行政措置の実施状況

ストーカー規制法に基づく行政措置の状況ですが、ストーカー規制法に基づく警告の実施件数は、平成24年以降増加していましたが、平成29年から減少に転じ、令和元年も2,052件と前年より減少しました。

一方、ストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施件数は、緩やかな増加傾向にありましたが、平成29年から急増し、令和元年も1,375件と前年より増加し、ストーカー規制法施行後最多となっています。

これは、当初、ストーカー規制法に定める禁止命令等は警告を経た上で行うこととされていたところ、平成28年のストーカー規制法の改正により、警告を経ることなく禁止命令等をすることが可能となったことが要因と考えられます。

実際のところ、令和元年の禁止命令等のうち、警告なしで実施された件数は1,242件と、全体の実施件数の約9割を占めています。

## (4) ストーカー事案の検挙状況

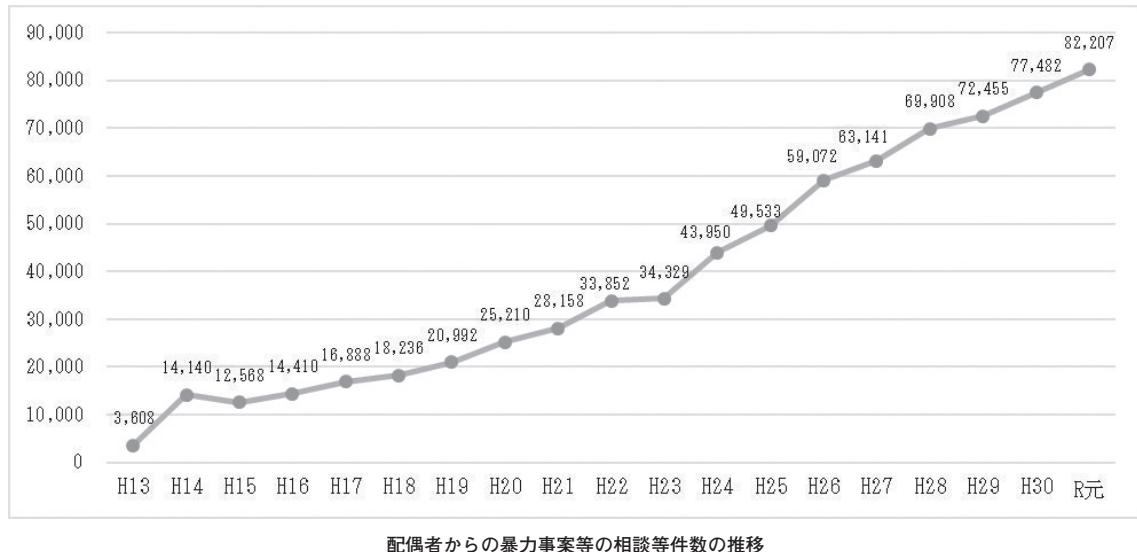
最後に、ストーカー事案の検挙に関する状況ですが、ストーカー規制法違反の検挙数は、平成24年以降増加していたところ、平成30年から減少に転じていますが、令和元年は864件と、依然として高水準となっています。また、ストーカー事案に関連する刑法犯・（ストーカー規制法以外の）特別法犯の検挙件数は、平成24年に約1,500件まで急増した後、高水準で推移しており、令和元年は1,491件となっています。

5年前の平成27年と比較すると、ストーカー規制法違反の検挙件数が増加している一方、傷害罪や脅迫

罪の検挙件数が減少しています。これは、ストーカー規制法違反で検挙することにより、重大な被害を未然に防止することができていることによるのではないかと考えられます。

### 3 配偶者からの暴力事案等の現状

#### (1) 配偶者からの暴力事案等の相談等に係る状況



令和元年中、警察において配偶者からの暴力事案等として受理した相談等の件数は8万2,207件で、前年に引き続き増加し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)の施行後、最多となっています。

被害者の性別は、女性が約78%、男性が約22%であり、他方、加害者の性別は、男性が約78%、女性が約22%となっています。5年前と比べると、男性被害者の割合と女性加害者の割合が共に大きくなっているところです。

被害者と加害者との関係では、婚姻関係(元を含む。)が約76%、内縁関係(元を含む。)が約8%、生活の本拠を共にする交際をする関係(元を含む。)が約17%となっており、5年前と比較しても婚姻関係が7割超を占めるという傾向に変わりはありません。

#### (2) 配偶者からの暴力事案等の検挙状況

配偶者からの暴力事案等の検挙に関する状況ですが、配偶者暴力防止法に定める保護命令違反の検挙件数は、令和元年は71件となっています。また、配偶者からの暴力事案等に関連する刑法犯・(配偶者暴力防止法以外の)特別法犯の検挙件数は年々増加しており、令和元年は9,090件となっています。

5年前と比較すると、傷害罪や脅迫罪の検挙件数が減少している一方、暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)違反による検挙が増加しています。暴力行為等処罰ニ関スル法律とは、例えば、凶器を示した脅迫行為に対し、刑法(明治40年法律第40号)に定める脅迫罪よりも重い法定刑を課す法律であり、事案の危険性を踏まえ、積極的に、より法定刑が重い罪で検挙していることが検挙件数としても現れているのではないかと考えられます。

## 4 警察における取組

### (1) 対処体制の確立

ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等については、認知した段階では、被害者等に危害が加えられる危険性やその切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、認知の段階から対処に至るまで、生活安全部門と刑事部門が連携し、警察本部が確実に関与して、事態に応じて被害者の安全確保のために最も効果的な手法を執ることが肝要です。

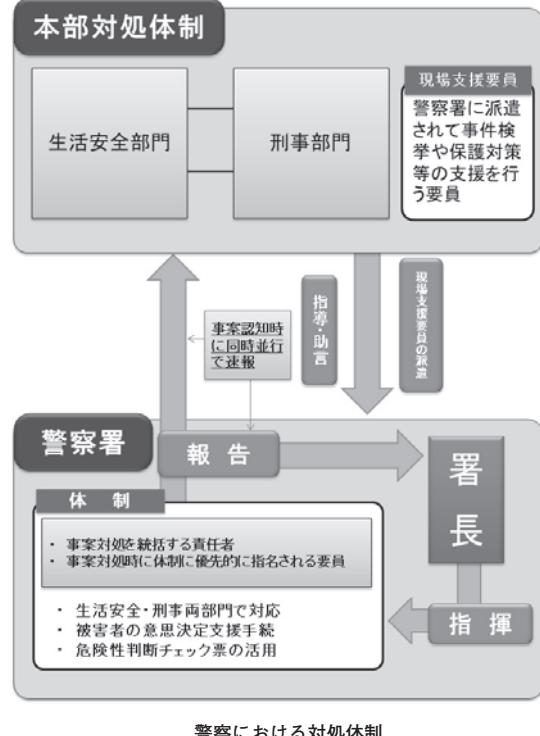
警察においては、平成26年4月までに、警視庁及び道府県警察本部において、これら事案について、認知の段階から対処に至るまで、警察署への指導・助言・支援を一元的に行う生活安全部門と刑事部門を総合した体制を構築しています。この体制の下、被害者等の安全の確保を最優先に、ストーカー規制法、配偶者暴力防止法等の関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行動の防止、被害者等の保護措置等、組織的な対応を推進しています。

### (2) 対処の基本的な考え方

ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案を始めとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の特徴として、まず、前述のとおり、警察が認知した時点においては、暴行、脅迫等外形上は比較的軽微な罪状しか認められない場合であっても、人質立てこもり事件や誘拐事件と同様に、正に現在進行形の事件であり、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいことが挙げられます。これに加えて、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強く、また、被害者やその親族等に対して強い殺意を有するに至っている場合、検挙される可能性を考慮することなく大胆な犯行に及ぶことがあるところも特徴です。

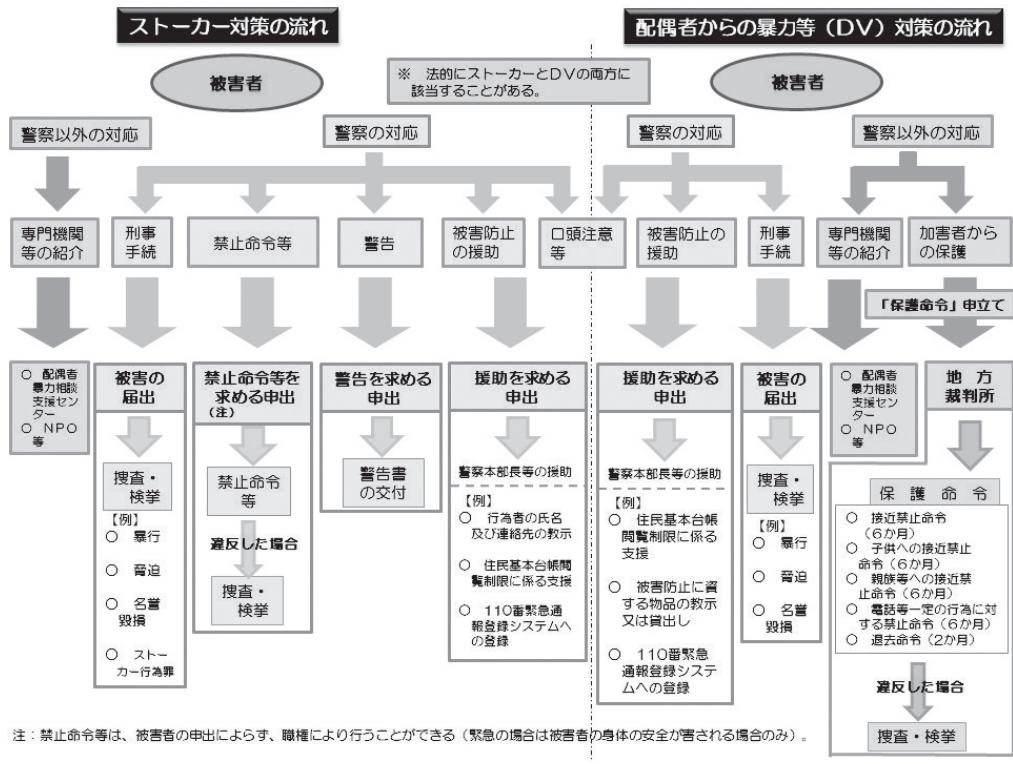
したがって、警察においては、この種事案への対応に当たっては、加害者が被害者等に危害を加えることが物理的に不可能な状況を速やかに作り上げ、被害者等の安全を確保することが最優先であると考えています。

すなわち、この種事案の加害者に対しては、警告等の行政措置が犯行を阻止するのに十分な有効性を持たない場合もあるということを踏まえ、こうした措置を優先する考え方を排除し、例えば、被害者に対する脅迫文言やストーカー行為等を捉えて速やかに検挙するなど、被害者等に危害が加えられる危険性、切迫性に応じ、第一義的に検挙措置等による加害行為の防止を図ることとしています。



警察における対処体制

### (3) 相談等への適切な対応



ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等に関する手続の流れ

被害者等から相談等を受理するに当たっては、警察署等の適切な施設で行い、外から見えない相談室で話を聞くなど、被害者等の安全の確保やプライバシーに十分配意するとともに、事案の特性に鑑み、被害者等の負担を軽減し、二次被害を与えないよう、女性警察官による対応等の配慮をするようにしています。

また、ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等では、身近な者が行為者であるなどの理由から、被害の届出をすることをためらう被害者も見受けられます。そこで、警察では、過去の事例から被害者のみならず親族等にまで生命の危険が及び得ることを十分に説明した上で、警察として執り得る措置や被害者自身の選択・判断・協力の必要性等についても分かりやすく示して被害者の理解を求めるなど、その意思決定を支援することとしています。

さらに、可能な限り、親族等の協力を得て被害者に被害の届出を促すとともに、加害者の行為が被害者の親族等にまで及ぶ可能性もあることから、その親族等に対しても、警察の執り得る保護を含めた措置と被害防止上の注意事項を教示することとしています。

### (4) 加害者に対する検挙措置等

前述のとおり、警察においては、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性に応じ、第一義的に検挙措置等による加害行為の防止を図ることとしています。

また、刑事案件として立件が困難と認められる場合であっても、被害者等に危害が及ぶおそれがある事案については、速やかに加害者を呼び出し、必要に応じて担当者が赴くなどして、事情聴取や指導・警告を行うこととしています。

なお、加害者への指導・警告等を行う際には、加害者の言い分に耳を傾け、加害行為をしていることの自覚を促すなど、沈静化を図る観点からの対応にも配意することとしています。

## (5) 被害者の保護措置等

警察においては、ストーカー事案及び配偶者からの暴力等事案への対応に当たっては、事案を認知した段階から、その危険性・切迫性に応じて、被害者等の生命・身体の安全の確保のための措置を最優先に講じることとしています。

そのため、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターその他関係機関・団体との連携体制を確保することとしているほか、平成27年度から、緊急・一時的に被害者等を避難させる必要がある場合に、ホテル等の宿泊施設を利用するための費用を公費で負担することとしています。

また、やむを得ない事情があり避難させられない場合の被害者等の身辺の警戒等のほか、110番緊急通報登録システムへの登録、ビデオカメラや緊急通報装置等の資機材の活用等、事案の危険性等に応じた保護措置を講じることとしています。

## (6) 広報啓発活動等

ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等を未然に防止するためには、教育活動や広報活動等を通じた知識の普及と啓発の推進が重要となります。

警察においては、非行防止教室や地域・職域等を単位とした防犯教室等、様々な機会を捉え、ストーカー事案をめぐる情勢、具体的な事例、対応方法等について分かりやすく示したパンフレット等を活用するなどして、被害者にも加害者にもならないための教育啓発を推進しています。また、警察庁では、ウェブサイトに、ストーカー被害防止のためのポータルサイト「ストーカー被害に遭わないために」(<https://www.npa.go.jp/cafe-mizen/index.html>)を開設しています。

## 5 おわりに

ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等は、家族や親しい友人等、私的な関係の中で発生することが多い犯罪であるからこそ、国民の治安に対する不安感にも大きく影響するものであると言えます。これら事案への社会的関心は高まり、相談件数等は大きく増加している中、警察の使命を果たすためにも、対処には万全を期す必要があります。

これらの事案を未然に防止するためには、被害者にも加害者にもならないための予防啓発等、警察だけでなく、防犯設備士をはじめとする防犯に関わる方々との共同により、効果的な施策・取組を推進していくことが重要です。

防犯設備士の皆様におかれましても、警察における最新の取組を知っていただき、これらの被害者の方などから相談を受けた際に、自身の身を守るために防犯対策等を御教示いただくなど、今後の実務に役立てていただければ幸いです。